

○奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則

昭和五十八年十月二十五日

奈良県規則第二十号

〔旅館業法施行細則〕をここに公布する。

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則

(平三〇規則一〇・改称)

旅館業法施行細則(昭和二十三年三月奈良県規則第十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)、旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。)及び奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例(昭和二十四年一月奈良県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平三〇規則一〇・追加)

(営業許可申請)

第二条 省令第一条第一項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書(第一号様式)によるものとする。

- 2 省令第一条第二項の営業施設の構造設備を明らかにする図面は、各階平面図及び立面図とする。
 - 3 省令第一条第一項に規定する申請書には、同条第二項に規定するものほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 営業施設の設置場所の周囲おおむね二百五十メートルの区域内の見取図(当該区域内に法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定された土地を含む。)がある場合は、その施設名及びその敷地の位置を明示すること。)
 - 二 営業に関し他の法令の規定により許可、認可等を要する場合は、当該許可証、認可証等の写し
 - 三 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
 - 四 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- (昭六一規則七・平一三規則七三・平一七規則二八・一部改正、平三〇規則一〇・
旧第一条繰下・一部改正、令二規則三一・令五規則二三・一部改正)

(営業承継承認申請)

第三条 省令第一条の三第一項、第二条第一項及び第三条第一項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(第二号様式)とする。

(昭六一規則七・追加、平三〇規則一〇・旧第二条繰下・一部改正、令五規則二三・一部改正)

(申請書記載事項変更の届出)

第四条 省令第四条の規定による申請書に記載した事項の変更の届出は、旅館業営業許可申請書等記載事項変更届(第三号様式)によるものとする。

2 前項の旅館業営業許可申請書等記載事項変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業の許可を受けた者(以下「営業者」という。)が法人である場合において代表者を変更したときは、登記事項証明書
- 二 構造設備を変更した場合は、変更部分を明らかにした図面
- 三 前号の場合において、他の法令の規定により許可等を要するときは、その許可証等の写し

(昭六一規則七・旧第二条繰下・一部改正、平一七規則二八・一部改正、平三〇規則一〇・旧第三条繰下)

(旅館業の停止等の届出)

第五条 省令第四条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届出は、旅館業停止(廃止)届(第四号様式)によるものとする。

2 前項の旅館業停止(廃止)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 営業の全部を廃止した場合は、営業許可証
- 二 営業の一部を停止し、又は廃止した場合は、その停止し、又は廃止した営業施設の構造設備を明らかにした図面

(昭六一規則七・旧第三条繰下・一部改正、平三〇規則一〇・旧第四条繰下・一部改正)

(旅館業の再開の届出)

第六条 営業者は、停止している営業の全部又は一部を再開しようとするときは、旅館業再開届(第五号様式)によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 停止している営業の一部を再開しようとするときは、前項の旅館業再開届に、その再開しようとする営業施設の構造設備を明らかにした図面を添付しなければならない。

(昭六一規則七・旧第四条繰下・一部改正、平三〇規則一〇・旧第五条繰下)

(宿泊者名簿)

第七条 省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 客室の名称又は番号
- 二 性別及び年齢
- 三 到着年月日
- 四 出発年月日
- 五 前宿泊地
- 六 行先地

(平三〇規則一〇・追加)

(水質検査項目等)

第八条 条例第四条第四号に規定する検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 色、濁り、臭い及び味については、一日一回以上検査を行うこと。
 - 二 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、全有機炭素の量並びにpH値については、一年に一回以上検査を行うこと。
- 2 条例第四条第七号ア(2)の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 浴槽水の水質の基準は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の下欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の一及び二の基準によらないことができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。
二 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	全有機炭素の量の場合は一リットル中八ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル中二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号)第六条に規定する方法	一ミリリットル中に一個以下であること。

四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十cfu未満)。
-----------	----------------	----------------------------

二 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質の基準は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の下欄に定めるところであること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の一から四までの基準によらないことができる。

一 色度	比色法又は透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	二度以下であること。
三 pH値	ガラス電極法	五・八以上八・六以下であること。
四 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	全有機炭素の量の場合は一リットル中三ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル中十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十cfu未満)。

3 条例第四条第七号ア(3)の規則で定める温度は、貯湯槽に注入される原湯又は貯湯槽から供給する温水の量が最大である状態においては摂氏五十五度と、その他の状態においては摂氏六十度とする。

4 条例第四条第七号ア(8)の規則で定める基準は、一リットル中〇・四ミリグラム程度とする。ただし、結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合の基準は、一リットル中三ミリグラム程度とする。

5 条例第四条第七号イ(2)の規則で定める基準は、第二項第二号に定める基準とする。

(平一三規則七三・追加、平一五規則五四・旧第七条繰上・一部改正、平一五規則二四・一部改正、平三〇規則一〇・旧第六条繰下・一部改正、令二規則四九・令七規則五七・一部改正)

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第九条 条例第七条の規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 一 外国語を用いて、旅館業の施設の設備の使用方法に関する案内をすること。
- 二 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- 三 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における連絡先に関する案内をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

(平三〇規則一〇・追加)

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第十条 条例第八条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 条例第八条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 騒音の防止のために配慮すべき事項
- 二 ごみの処理に関し配慮すべき事項
- 三 火災の防止のために配慮すべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平三〇規則一〇・追加)

(知事への定期報告)

第十一条 条例第十一条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各月の宿泊者数
 - 二 各月の延べ宿泊者数
 - 三 各月の国籍別の延べ宿泊者数の内訳
 - 四 各月の稼働状況等を把握するために知事が必要と認める事項
- 2 条例第十一条の規定による報告は、営業施設ごとに、毎年一月、四月、七月及び十月の十五日までに、それぞれの月の前三月分について行わなければならない。

(平三〇規則一〇・追加)

(知事が公表する事項)

第十二条 条例第十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 営業施設の所在地その他の省令第一条第一項に規定する申請書に記載されている事項のうち知事が必要と認める事項
- 二 許可年月日

(平三〇規則一〇・追加・旧第九条繰下)

(営業者の遵守事項)

第十三条 営業者は、その営業を行うについて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 非常時の場合の避難路を明示した施設図を客室、廊下等の適当な場所に表示すること。
- 二 簡易宿所営業以外の営業施設においては、宿泊者相互の同意がないときは、宿泊者を同室させないこと。
- 三 次に掲げる事項を記載した営業従事者名簿を整備しておくこと。
 - ア 住所、氏名及び生年月日
 - イ 就業年月日
 - ウ 健康診断受診年月日及び疾病の有無
 - エ 退職年月日

(昭六一規則七・旧第六条繰下・一部改正、平一三規則七三・旧第七条繰下、平一五規則五四・旧第八条繰上、平三〇規則一〇・旧第七条繰下・一部改正・旧第十条繰下)

(提出書類の部数及び経由機関)

第十四条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本及び副本各一通とし、営業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。

(昭六一規則七・旧第八条繰下、平一三規則七三・旧第九条繰下、平一五規則五四・旧第十条繰上、平三〇規則一〇・旧第九条繰下・旧第十一条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の旅館業法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付されている許可指令書で現に効力を有するものは、この規則による改正後の旅館業法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により提出されている書類は、改正後の規則の相当規定により提出された書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に申請がなされている法第三条第一項の許可に係る構造設備の基準については、改正後の規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この規則の施行の際現に法第三条第一項の規定による営業の許可を受けて旅館業を営業している者及び前項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けた者に係る営業施設の構造設備が、改正後の規則第五条の構造設備の基準に適合しない場合の当該適合しない構造設備については、当該許可を受けた者が引き続いて当該営業を営んでいる間は、これを増築し、又は改築する場合を除き、改正後の規則第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に備えられている改正前の規則第九条第一項の規定による宿泊者名簿は、改正後の規則第七条第一項の規定による宿泊者名簿とみなす。
- 7 この規則の施行の日前に使用を終えた改正前の規則第九条の規定による宿泊者名簿は、改正後の規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第1号様式(第2条関係)

奈良県収入証紙貼付け欄																																				
旅館業営業許可申請書																																				
年 月 日																																				
奈良県知事 殿																																				
住 所																																				
(電話)																																				
氏 名 年 月 日生																																				
法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名																																				
<p>旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">営業施設</td> <td>名 称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td>営業の種別</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業</td> </tr> <tr> <td>風俗営業兼業の有無</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">有()・無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理者設置の有無</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">有・無 (有の場合は、右の事項)</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名及び生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するとの有無</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">有・無 (有の場合は、該当区分)</td> <td colspan="2">1 キャンプ場等において特定の季節に限り営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 体育会等のために一時的に営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 農林漁業体験民宿業に係る施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				営業施設	名 称			所在地	電話		営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業			風俗営業兼業の有無	有()・無			管理者設置の有無	有・無 (有の場合は、右の事項)	住 所		氏名及び生年月日	年 月 日生	営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するとの有無	有・無 (有の場合は、該当区分)	1 キャンプ場等において特定の季節に限り営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで		2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの		3 体育会等のために一時的に営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで		4 農林漁業体験民宿業に係る施設			
営業施設	名 称																																			
	所在地	電話																																		
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業																																			
風俗営業兼業の有無	有()・無																																			
管理者設置の有無	有・無 (有の場合は、右の事項)	住 所																																		
		氏名及び生年月日	年 月 日生																																	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するとの有無	有・無 (有の場合は、該当区分)	1 キャンプ場等において特定の季節に限り営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで																																		
		2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの																																		
		3 体育会等のために一時的に営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで																																		
		4 農林漁業体験民宿業に係る施設																																		

旅館業法第3条第2項各号に該当するとの有無		申 請 者	有(号該当)・無							
		法人の場合の業務執行役員	有(号該当)・無							
営業施設の概要	建物の構造	造り 階建 棟								
		既設・新設・増改築・用途変更								
	建築年月日	年 月 日								
	敷地面積	m ²		建 築 面 積	m ²					
建物延床面積	m ²		旅館業対象施設延床面積	m ²						
営業室	客	階	客 室 数			浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備付き客室	1客室当たり		定 員	換気設備
			寝台有	寝台無	計		床面積	天井の高さ		
		室	室	室	室	m ²	m	人		
		計								
施	共 同 用 便	階	男子用女子用の区分の有無			和 式		洋 式		換気設備
			箇所数	個 数	箇所数	個 数				
		有	・	無	箇所	個	箇所	個		
		有	・	無						
	有	・	無							
有	・	無								

設 所 の 構 造 設 備	有・無					
	計					
	水洗式・ぐみ取式(便槽は、井戸から m・調理場から m)					
	共 同 用 浴 室 又 は シ ャ ワ ー 室	階	男 子 用	女 子 用	男女兼用	換 气 設 備
			箇所	箇所	箇所	
		計				
	共 同 用 洗 面 設 備	階	箇 所 数	湯 栓 数	水 栓 数	混 合 栓 数
			箇所	個	個	個
		計				
	玄 関 帳 場 等	1 奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する玄関帳場 (m ²)				
		2 条例第2条第1項第1号に規定する玄関帳場に類する設備 (設備の概要)				
	そ	3 条例第2条第2項に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行 うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの (設備の概要)				

の 概 要 の 他	ロビーや玄 関広間	有(m ²) ・ 無	
	食 堂	有(m ²) ・ 無	
	調 理 室	有(節所、 m ² 、他の業種との兼用の有無 有・無) ・ 無	
	冷・暖房設備	冷 房 設 備	暖 房 設 備
		有 ・ 無	有 ・ 無
	寝 具 類	人分	
	使 用 水	上水道水 ・ 簡易水道水 ・ 井戸水 ・ その他()	
	条例第2条第4項 第4号に該当す ることの有無	有 ・ 無	
	条例第2条第4項 第5号に該当す ることの有無	有 ・ 無	
	備 考		

添付書類

- 1 各階平面図
- 2 建物の外壁、屋外の広告物、屋外照明設備等の形状及び色彩を明示した四隅の立面図
- 3 営業施設の設置場所の周囲おおむね250mの区域内の見取図
- 4 営業に関し他の法令の規定により許可、認可等を要する場合は、当該許可証、認可証等の写し
- 5 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- 6 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 7 玄関帳場の構造図又は玄関帳場に類する設備若しくは宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものの概要を示す書類

第2号様式(第3条関係)

その1 (事業譲渡の場合)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

<譲受人>
住 所 (電話)
氏 名

年 月 日生

<譲渡人>
住 所 (電話)
氏 名

〔法人の場合にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

旅館業の事業譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2
第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業設 施	名 称			
	所 在 地	(電話)		
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業			
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第	号	
譲渡の予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
旅館業法第3条第2項 各号に該当すること の有無	譲受人	有(号該当)	・ 無
	法人の場合の 業務執行役員	有(号該当)	・ 無

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

その2 (合併の場合)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地
(電話)
名 称
代表者の氏名

旅館業の営業者の地位の合併による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称			
	所 在 地	(電話)		
営業の種別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業		
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号
合併により消滅する法人	名 称			
	主たる事務所所在地			
	代表者の氏名			
合併の予定年月日	年 月 日			
旅館業法第3条第2項第3号、第4号、第7号又は第8号に該当することの有無	有・無			有の場合はその内容

添付書類 定款又は寄附行為の写し

その3 (分割の場合)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地

(電話)

名 称

代表者の氏名

旅館業の営業者の地位の分割による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	(電話)
営業の種別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
分割前の法人	名 称	
	主たる事務所 所 在 地	
	代表者の氏名	
分割の予定年月日	年 月 日	
旅館業法第3条第2項 第3号、第4号、第7号 又は第8号に該当す ることの有無	有・無	有の場合はその内容

添付書類 定款又は寄附行為の写し

その4 (相続の場合)

旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 (電話)

氏 名 年 月 日生

被相続人との続柄

旅館業の営業者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	(電話)
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
被相続人の住所		
被相続人の氏名		
相続開始年月日	年 月 日	
旅館業法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当するとの有無	有の場合はその内容 有・無	

添付書類

- 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第3号様式(第4条関係)

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届		年　月　日
奈良県知事 殿		
住　所 (電話　　)		
氏　名		
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕		
旅館業営業許可申請書等の記載事項に変更がありましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。		
営業施設	名　称	
	所　在　地	電話
営　業　の　種　別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
許可年月日及び 許可番号	年　月　日	第　号
変　更　の　事　項	変　更　前	変　更　後
変　更　の　理　由		
変　更　年　月　日	年　月　日	
備　考		
添付書類		
1 営業の許可を受けた者が法人である場合において代表者を変更したときは、登記事項証明書		
2 構造設備を変更した場合は、変更部分を明らかにした図面		
3 2の場合において、他の法令の規定により許可等を要するときは、その許可証等の写し		

第4号様式(第5条関係)

旅館業停止(廃止)届																																																			
年 月 日																																																			
奈良県知事 殿																																																			
住 所 (電話)																																																			
氏 名																																																			
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕																																																			
<p>旅館業を停止(廃止)しましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">営業施設</td> <td>名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営 業 の 種 別</td> <td colspan="3">旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">許 可 年 月 日 及び 許 可 番 号</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止・廃止の別</td> <td colspan="3">停 止・廃 止</td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止又は廃止の全部・一部の別</td> <td colspan="3">全 部・一 部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止(廃止)年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止(廃止)の理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">停止の場合は、そ の 期 間</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			営業施設	名 称				所在地	電話			営 業 の 種 別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業			許 可 年 月 日 及び 許 可 番 号		年 月 日	第 号		停止・廃止の別		停 止・廃 止			停止又は廃止の全部・一部の別		全 部・一 部			停止(廃止)年月日		年 月 日			停止(廃止)の理由					停止の場合は、そ の 期 間		年 月 日から	年 月 日まで		備 考				
営業施設	名 称																																																		
	所在地	電話																																																	
営 業 の 種 別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業																																																	
許 可 年 月 日 及び 許 可 番 号		年 月 日	第 号																																																
停止・廃止の別		停 止・廃 止																																																	
停止又は廃止の全部・一部の別		全 部・一 部																																																	
停止(廃止)年月日		年 月 日																																																	
停止(廃止)の理由																																																			
停止の場合は、そ の 期 間		年 月 日から	年 月 日まで																																																
備 考																																																			
<p>添付書類</p> <p>1 営業の全部を廃止した場合は、営業許可証</p> <p>2 営業の一部を停止し、又は廃止した場合は、その停止し、又は廃止した営業施設の構造設備を明らかにした図面</p>																																																			

第5号様式(第6条関係)

旅館業再開届		
年 月 日		
奈良県知事 殿		
住 所 (電話)		
氏 名		
〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕		
停止していた旅館業の 全 部 を再開しますので、奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。		
営業施設	名 称	
	所在地	電話
営 業 の 種 別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日	第 号
営業停止届出 年 月 日	年 月 日	
営業停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
再開年月日	年 月 日	
備 考		
添付書類 停止している営業の一部を再開しようとするときは、その再開しようとする営業施設の構造設備を明らかにした図面		

附 則(昭和六一年規則第七号)

(施行期日)

- 1 この規則中第一条及び次項から附則第七項までの規定は昭和六十一年六月二十四日から、第二条の規定は同年六月二十七日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行の際第一条の規定による改正前の旅館業法施行細則の規定により提出されている書類は、第一条の規定による改正後の旅館業法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 第一条の規定の施行の際既に旅館業の用に供することを目的として建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の申請(以下「建築確認申請」という。)がなされている施設の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の許可に係る構造設備の基準のうち玄関帳場の基準については、改正後の規則第六条第一項第一号(同条第二項第三号において準用する場合を含む。附則第五項において同じ。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第一条の規定の施行の際現に建築確認申請がなされている施設の法第三条第一項の許可に係る構造設備については、改正後の規則第六条第二項第二号又は同条第四項の規定は、適用しない。
- 5 第一条の規定の施行の際現に旅館業の用に供されている施設(附則第三項の規定の適用を受け、かつ、法第三条第一項の許可を受け旅館業の用に供されることとなる施設を含む。)の構造設備の基準のうち玄関帳場が改正後の規則第六条第一項第一号に規定する基準に適合しない場合は、当該施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするときを除き、当該適合しない構造設備の基準については、改正後の規則第六条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第一条の規定の施行の際現に旅館業の用に供されている施設(附則第四項の適用を受け、かつ、法第三条第一項の許可を受け旅館業の用に供されることとなる施設を含む。)の構造設備については、改正後の規則第六条第二項第二号又は同条第四項の規定は、第一条の規定の施行の日から当該施設を増築し、改築し、又は大規模な模様替えをするまでの間は、適用しない。
- 7 附則第三項及び第四項の規定は、昭和六十二年六月二十四日までに建築基準法第七条第三項に規定する検査済証の交付を受けない施設については、適用しない。

附 則(平成三年規則第二一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則(平成五年規則第四四号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一六号)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第七三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に申請がなされている法第三条第一項の許可に係る構造設備の基準については、この規則による改正後の旅館業法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に法第三条第一項の許可を受けている者(前項の規定の適用を受け、法第三条第一項の許可を受ける者を含む。)の当該旅館の構造設備が改正後の規則第六条に規定する基準に適合しない場合は、当該者が引き続き旅館業営業を営んでいる間は、当該適合しない構造設備の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に備えられているこの規則による改正前の旅館業法施行細則第八条第一項の規定による宿泊者名簿は、改正後の規則第九条第一項の規定による宿泊者名簿とみなす。

附 則(平成一五年規則第五四号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二四号)

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五九号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は公布の日から、第八条第一項に二号を加える改正規定は平成十七年七月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第六四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の旅館業法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則(平成三〇年規則第一〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の旅館業法施行細則の規定により提出されている書類は、第一条の規定による改正後の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則(令和二年規則第四九号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第二三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(令和七年規則第五七号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平30規則10・全改、令2規則31・令3規則64・令5規則23・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(昭61規則7・追加、平26規則64・平30規則10・令2規則31・令3規則64・令5規則23・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(昭61規則7・旧第2号様式繰下・一部改正、平10規則16・平17規則28・平26規則64・平30規則10・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

(昭61規則7・旧第3号様式繰下・一部改正、平26規則64・平30規則10・令3規則64・一部改正)

第5号様式(第6条関係)

(昭61規則7・旧第4号様式繰下・一部改正、平26規則64・平30規則10・令3規則64・一部改正)